

平成31年度
長岡市見本市等出展支援事業補助金

公 募 要 領

長岡市 商工部 産業支援課

1 制度の概要

長岡市は、市内に事業所を有する中小企業等の新たな販路の開拓を支援するため、県外で行われる国内見本市への出展や自らが県外で開催する見本市（以下、「見本市等」という）に対して、事業費の補助を行います。

補助対象者及び補助率、対象経費等は下記のとおりです。

補助対象者	市内に事業所を有する中小企業者等 <注意> 同年度内にすでに本事業補助金の交付決定を受けている場合は、補助対象者となりません。			
補助率等	区分	補助率	上限額	対象経費
	補助対象者が、事業開始後（設立後）10年以内の中小企業者等である場合	1/2 以内 ※小規模企業者の場合は、2/3 以内	30 万円以内	・ 出展小間料 ・ 会場借上料 ・ 輸送費
	事業承継後3年以内の中小企業者等である場合			
その他		20 万円以内		
補助対象経費	(1) 出展小間料 国内見本市に出展する際の、小間の使用に係る経費 ※小間料に装飾費が含まれている場合、装飾費分を差し引いた小間料のみ補助対象経費とします。 (2) 会場借上料 国内見本市を開催する際の、会場の借上げに係る経費 (3) 展示物品の輸送に係る経費 出展する製品やパンフレット等を運送業者等から輸送してもらう際に係る経費 ※自社で輸送する場合、輸送に係る車両の借上げ料に限り補助対象とします。 （輸送時の高速代やガソリン代、駐車場代は補助対象外） <注意> ・ 補助金交付決定前に支払った経費は対象とすることはできません。 <u>ただし、4月1日以前に支払う必要のある出展小間料及び会場借上料については例外とします。</u> ・ 対象経費には消費税及び地方消費税は含みません。			

○補助対象となる中小企業者等及び小規模企業者とは

市内に事業所を有する中小企業者等とします（ただし、下記の表に該当する業種を除く）。また、その中で小規模企業者とは中小企業基本法第2条第5項に規定する従業員数20人以下の事業者をいいます。ただし、資本金等又は役員構成において大企業と一定基準の関係にある中小企業は大企業とみなし、中小企業者に含みません。詳しくはお問い合わせください。

補助対象外業種

- (1) 狩猟業
- (2) 金融・保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業及び損害査定業を除く。）
- (3) 娯楽業のうち風俗関連営業
- (4) 競輪、競馬等の競走場及び競技団
- (5) パチンコホール
- (6) ビンゴゲーム場、射的場及びスロットマシン場
- (7) 芸ぎ業及び芸ぎ周旋業
- (8) 場外馬券売場、場外車券売場及び競輪、競馬等予想業
- (9) 集金業・取立業（公共料金及びこれに準ずるものに関するものを除く。）
- (10) 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係る調査を主に行うもの
- (11) 易断所、観相業及び相場案内業
- (12) 学校（学校法人が経営するもの）
- (13) 通訳案内業
- (14) 不動産鑑定業
- (15) 宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体
- (16) LLP（有限責任事業組合）
- (17) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業
- (18) 前各号に掲げる業種のほか、市長が補助金の交付に当たり公序良俗に反する営業等不適当と認める種類の営業

○補助対象となる見本市等とは

補助対象となる「見本市等」とは、県外で行われるもので、中小企業等が自社で開発又は製造を行っている製品や製品見本、カタログ等を展示して行う国内開催の見本市や商談会となります。

展示即売会や、品評会を趣旨とした催事、支払う出展小間料や会場借上料がインセンティブ（出来高払）契約となっている展示会は、この事業の補助対象としません。

また、下記に該当する場合は補助対象としません。

- (1) 補助金の交付決定前に見本市等が開催されるもの
- (2) 平成 31 年度中にその見本市等が開催・終了しないもの
- (3) 国や他の地方自治体、その他の団体から、出展や開催に係る支援を受けているもの
（共同出展などにより間接的に支援を受けていると認められるものを含む）
- (4) 過去に出展したことがある見本市等と同一の見本市等へ出展するもの
- (5) 過去に見本市等を開催したことがあるもの

2 募集期間

平成 31 年 4 月 1 日（月）～平成 31 年 4 月 19 日（金）午後 5 時必着

※採択状況によっては追加募集を行う場合があります。

3 応募の方法

補助金交付申請書（様式 1）と見本市等の内容等がわかる資料（主催者が発行する開催パンフレット等）を直接持参又は郵送により提出してください。中小企業者 2 社以上からなる任意グループで申請する場合は、代表企業が申請者となります。

○補助金交付申請書等のダウンロード

補助金交付申請書等の様式は、長岡市ホームページからダウンロードできます。

また、電子メール等でお送りすることもできますので、御希望の場合はお申し出ください。

4 補助金交付申請書提出後の流れ

(1) 審査及び結果の通知

提出された交付申請書及び添付書類について内容などを審査し、その結果を書面で通知します。

<注意>

申請者多数の場合は、以下に該当する申請を優先して採択します。

- ①自らが見本市等を開催するもの
- ②過去に本事業補助金を利用したことのない中小企業者
- ③見本市等出展回数の少ない中小企業者
- ④補助金等の採択を受けて開発した製品等を出展するもの
- ⑤事業開始（設立）または事業承継してからの年数が少ない中小企業者
- ⑥見本市等の規模が大きいもの

(2) 実績報告書の提出

補助事業完了後、速やかに補助金実績報告書（様式2）に下記を添付して提出してください。

- ① 補助対象経費に対する請求書及び領収書等の写し
- ② 補助対象事業実施が確認できる写真等
- ③ その他、必要と認める書類

※領収書等とは、「領収書」の他に「金融機関支払書」等、支払い及び支払日が確認できるもの

(3) 補助金の支払い等

提出された補助金実績報告書及び添付書類等を確認し、補助金確定通知書を送付します。その後、所定の請求書をもって補助金を支払います。

5 その他留意点

本補助金の申請にあたっては、本公募要領のほか、「長岡市補助金等交付規則」及び「長岡市見本市等出展支援事業補助金交付要綱」をご確認ください。

上記の「規則・要綱」は長岡市ホームページの「条例・規則」欄をご覧ください。

<長岡市ホームページ>

<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/>

○様式等のダウンロードページへの進み方

・トップページ > 産業・ビジネス > 中小企業支援 > 見本市等出展支援事業補助金

○条例・規則のページへの進み方

・トップページ > 市政 > 市政情報「条例・規則」

<問い合わせ先・申請書の提出先>

長岡市 商工部 産業支援課

〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト

長岡市役所大手通庁舎 6階

TEL: 0258-39-2228 / FAX: 0258-36-7385